

秋田市訓令第4号

府 中 一 般
関 係 各 所

秋田市副市長事務分掌規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年10月10日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市副市長事務分掌規程の一部を改正する訓令

秋田市副市長事務分掌規程（平成14年秋田市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「鎌田副市長」を「柿崎副市長」に、「観光文化スポーツ部、産業振興部」を「市民生活部、福祉保健部、子ども未来部、環境部」に改め、「会計課」の次に「ならびに消防」を加え、同条第2号中「柿崎副市長」を「猿田副市長」に、「市民生活部、福祉保健部、子ども未来部、環境部」を「観光文化スポーツ部、産業振興部」に改め、「ならびに消防」を削る。

第3条中「鎌田副市長および柿崎副市長」を「柿崎副市長および猿田副市長」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和7年10月11日から施行する。

（秋田市アメリカシロヒトリ防除対策会議規程の一部改正）

2 秋田市アメリカシロヒトリ防除対策会議規程（昭和48年秋田市訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「柿崎副市長」を「建設部に関する事務を担任する副

市長」に改める。

(秋田市不動産評価審査委員会規程および秋田市能力開発委員会規程の一部改正)

3 次に掲げる訓令の規定中「鎌田副市長」を「総務部に関する事務を担任する副市長」に改める。

(1) 秋田市不動産評価審査委員会規程（昭和48年秋田市訓令第13号）第3条第2項

(2) 秋田市能力開発委員会規程（平成3年秋田市訓令第6号）第3条第2項